

令和8年第3回定例会

経済文教常任委員会記録

令和8年9月24日（木）於 防災会議室

開 会 午前10時00分

散 会 午前10時39分

○出席委員（6名）

3番 須藤 江利加 委員 9番 樋川 篤子 委員 10番 竹 浪 敦 委員
16番 石 山 敬 委員 24番 三 上 秋 雄 委員 28番 田 中 元 委員

○出席理事者（3名）

観 光 部 長 白 戸 麻紀子 管 財 課 長 羽 場 隆 文
文化振興課長 菊 地 謙太郎

○出席事務局職員（2名）

次 長 補 佐 竹 内 良 定 書 記 飯 田 大 空

【午前10時00分 開会】

○委員長（石山 敬委員） これより、経済文教常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本日の案件は、1、付託案件の審査について。2、閉会中の常任委員会の継続審査事件についての以上2件であります。

初めに、案件1、付託議案の審査を行います。

本定例会において、経済文教常任委員会に付託されました案件は議案1件であります。

なお、念のため質疑方法について申し上げます。議会運営申し合わせ事項により、質疑方法は一括方式とし、質疑回数は1議案につき3回までとなっておりますので御協力をお願いいたします。

議案第90号 物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について

○委員長（石山 敬委員） 議案第90号物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。観光部長。

○観光部長（白戸麻紀子） 議案第90号は、物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定についてです。お配りしている資料に基づいて説明させていただきます。

まず、1、事故の概要についてです。

令和8年1月15日夜間に、弘前市大字駅前町9番地20の商業施設、ヒロロ5階にあります機

械室に設置する市所有の外気処理空気調和機からの漏水により、当該機械室の下階の相手方所有の内装が損傷したものです。

2、相手方は、株式会社マイタウンひろさきとなります。

3、損害賠償の額は、4567万6388円です。うち、全国市長会総合賠償補償保険から1161万6251円が保険適用されます。

4、和解の内容です。

(1)市は、相手方の損害に対する賠償金として、金4567万6388円を相手方に支払う。(2)双方とも、この事故に関して今後何らの請求をしない。

以降の資料につきましては、本件についての詳細な説明資料となります。本日御出席の委員各位には会派説明で説明済みですので、説明を省略させていただきますが、別添1、ヒロロ漏水に係る損害賠償額等については、以前、分かりづらいとの御指摘・お声があったことから、補正予算の費目が分かるよう修正しておりますので、後ほど御確認くださいようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、議案の概要説明を終わります。

○委員長(石山 敬委員) 本案に対し、御質疑ございませんか。

○10番(竹浪 敦委員) 二つ質疑があります。一括にてお伺いいたします。

今回は損害賠償等が決定ということですが、今回のこの案件は法定点検ではないためということで、こういった損害が発生しましたけれども、ほかに市の所有しているもので、この法定点検以外というものがあるのかというのが一つ。

もう一つ、損害額に関して事務手数料が5%となっています。この5%とする根拠をお伺いいたします。

○文化振興課長(菊地謙太郎) まず、市所有の機器で、ほかに法定点検義務のない機器はあるのかということについて回答いたします。

まず、今回壊れたのは、故障した外調機がある5階の機械室に、廊下とロビーなのですが、4階のホールに外気を送る外調機と、あと、ホール内の空気を循環させる還風機という機械が各1台ずつ、計2台の市所有の機器があります。それ以外に市所有の専用機器はないものと確認しております。

なお、これらの機器については、法令上の義務はなくても定期的な保守点検を行うこととして、既に業者と契約しております。

○管財課長(羽場隆文) 事務手数料が5%の理由についてお答えいたします。

今回のような共用部の修繕に係る事務のほか、光熱費の支払いとか、ビル管理に必要な業務の管理などは管理組合が行っておりまして、現在、管理組合には専任の職員がいないため、その人件費分として徴収しているものが事務手数料というふうになります。

また、その根拠ですが、事務手数料に係る人件費等を勘案すると、負担額の5%相当が適当であるということを判断して、毎年度、管理組合の集会において決定しているものです。

○3番(須藤江利加委員) 今、竹浪委員のお話でいろいろと詳細については伺ったので、金額等の部分においては特に質疑はしないのですが、今回夜間に発生したということで、誰もお客さんがいない状態であったのが何よりだというふうには思っていたのですが、この経緯の中でも巡回している警備員がいるということではあったのですが、この警備は何人体制でやっているものなのかというのが1点と、あと、巡回は何回もするとは思っているのですが、こ

れまで回数としては何回ぐらいやっていたのか。また、このような事態が発生してしまった後に、何か変更点などがあるのかどうか、対策のところにはその記載がなかったので、念のため確認でお伺いしたいと思います。

○文化振興課長（菊地謙太郎） 今回、漏水が発覚した次の日の朝、午前中に来たときに分かったのですが、一応、夜の10時まで警備員が常駐してまして、ある程度定期的にヒロロ内を警備していると伺っております。その後、10時から朝までの間は機械警備に切り替わるとの話を伺いました。具体的な詳細、あとは、機械警備でもその後何かあったらどういう体制なのかというのが、防犯上の観点からということなのか、こちらはちょっと情報として伺えなかったところです。

今回、このようなことがあったからということで、新たな警備体制は、全体の大きい話になりますが、その変更点等については、文化振興課のほうでちょっと情報を伺っておりません。

○3番（須藤江利加委員） 今のお話で、新たに体制の構築はされないということだったのですが、機械警備である程度対応し得るものだったのであれば、問題がないのであればいいのですが、ただ、やっぱりさっきも申し上げたとおり、人が中にいた場合のことを想定すると、今回の内容でいけば問題がなかったような説明も受けましたけれども、やっぱりそこが心配だなというふうに思うところです。

今回、建物の機械がおかしくなったということで水漏れになったのかかもしれないのですが、結局ヒロロの建物が大きいわけで、市の部分とそうでない部分が入り乱れている状態の中で、もし、防災ではないのですが、例えば地震であったり、何かしらの中で、水が流れてきてしまうとか、そういった場合というのもすごく危惧されるというか、心配されるのですけれども。

改めてなのなのですが、分かればいいです。今回のような事態、もしくは、ヒロロの建物全体が危ない状態になってしまった場合に、日中であれ、夜間であれ、避難誘導とか避難経路の確保というのは、市のほうではどのように把握されているのか、そのときはどういうふうに対応するものなのかというのは、分かっているかどうかだけ確認させてもらえませんか。

○文化振興課長（菊地謙太郎） もし日中であった場合は、逆に認知が多分早かったのではないかなと文化振興課としては判断しています。今回は5階からの水漏れがありました。午後10時の段階で異常がない。朝に行ったらすごいことになっていたのですが、例えば、これが日中でしたら、逆にぼたぼたしているなということでかなり前の段階で分かった可能性はあっただろうと。

あとは、たまたまですけれども、文化振興課のほうで管理している施設としては、今、建築基準法の12条点検というので、結構危険物を扱ったりということで、いろいろな方が中に入って、利用する方の身体・生命によほどの被害を与えるものについては、すごく厳密に検査するものなのですが、今回、普通はなかなか壊れないだろうと。しかも中に入っても水であるということで、夜間ということで、このように被害が大きくなったことについては、ちょっとじくじたる思いはあるのですが、日中であれば文化振興課の現場職員が4階のホールにいますので、速やかに対応することにはなっただろうと。

あと、ヒロロ全体の避難体制となると、文化振興課のほうではちょっと関知していないもので、申し訳ございません。

○24番（三上秋雄委員） 三つほどちょっと聞きたい。

一つは、市の所有というのはどこどこになっているのか。この間説明を受けたのだけれども、もう1回確認。

それと、損害賠償ということで、相手方がマイタウンになっているのだけれども、この機械の修理はどうするのか、別個なのか。普通、損害だと所有はマイタウンになっているのかもしれないけれども、さっきの工事で市はマルノと直接話したのか。支払いはマイタウンに行くということで、それは法的には別にいいのか。

それともう一つ、どういう程度の被害があったのか1回見に行きます。これは委員会が駄目ならうちの会派で行きます。将来にわたって、こういうことがあったときにこういうやり方をされれば、例えば、マイタウンに被害があったと、これほどの被害があったのだと、はい、そうですね。市で補償すると。これをされると大変なことになる。やっぱり議会としてもきちんとして、どのぐらいの被害があって、程度を見て妥当かどうかというのを判断しねばまねということもあるはんで、見に行くのはいいよね。そこを答えてください。

○文化振興課長（菊地謙太郎） まず1点、金額の部分と、あと、マルノと市のほうで直接話をしたのかという話に回答いたします。

金額については、相手方、マイタウンのほうからマルノが作成した設計書・見積書を市のほうに提出していただいて、それを確認しておりますが、こちらはマルノに対して、その内容について確認するということはしておりません。こちらでマルノの見積書を庁内のいろいろな部門で、その積算された金額が正しいかというのを確認しております。

あと、マルノの確認というのはどういう範囲かとなると、現場のほうはマルノと確認しております。5階にある機械については、あくまでも市の所有ですので、これについては市が直接修理することになっています。それについても補正予算に工事請負費として計上しています。別添1のほうで、今回補正予算にもオレンジの814万円というところを工事請負費ということで計上しています。市の部分ですので、これは市が直します。市の所有の機械は市が直すということになります。

○管財課長（羽場隆文） 市の部分、共用の部分というところですが、まず、お客様用のエレベーター、それからバックヤードに従業員用のエレベーター、それからお客様が乗るエスカレーター、それからトイレ、あとは共用部というふうな扱いになっています。

○文化振興課長（菊地謙太郎） 見に行くことについては、日程を決めましたら、ぜひ見ていただきたいなど。

○24番（三上秋雄委員） 共用部分とかいろいろあるのですが、例えば、機械が故障したと。その場合、下のほうから来て3階で止まるとか、どうも機械に不具合がある。その原因はとなったときにどういう判断をするのか。修理するときはどう割合を考える、こういうときは何割とか、市はこれくらいですよとかというのは。

○管財課長（羽場隆文） 市とマイタウンの共用部の割合は決まっております、マイタウンが約81%、市が約19%というふうな割合が決まっていますので、あとはかかった費用で、その割合を掛けて、負担を分け合うような形になります。

ただ、故障した理由によっては、今回のように、マイタウンが全部ですとか、市が全部になるというような協議とかが必要になるかも分かりませんが、通常の故障であれば、この割合に応じた金額になりますので、その割合に応じてそれぞれの金額を定めるというふうな形になります。

○24番（三上秋雄委員） 担当として、これから建物もかなり古くなっていくと。将来的には、

皆さんどういう考えを持っているのか。解体までずっとお付き合いするのか。どういう考えを持っていますか。そこだけを聞いて終わります。

○文化振興課長（菊地謙太郎） 文化振興課といたしましては、4階の市民ホールを所管しております。今回、それにつながる5階の機械部分からのトラブルがあつていろいろありましたけれども、今、機械が使えるうちは、あそこは文化振興のためには必要な施設だと判断していますので、そのまま使わせていただきたいと思っていますところですよ。

○管財課長（羽場隆文） 管財課は、今3階のホールを使っていますけれども、現時点では、まだ使う関係課とか、会議とかでも使う場所——市民課の駅前分室というふうなことで使っていますので、施設が使えるうちは使っていきたいなというふうに考えていますが、今、委員がおっしゃるとおり、施設の老朽化とかとなればその時点で考えて、使っていけなくなればどうしようかなというふうな検討をすることになると思います。

○28番（田中 元委員） まずは、もともと文化振興課が機械室を担当するとしているということ自体が私はいかがなものかと。もっとその他の手だてがあるのではないかなというふうな、これは市の組織の話ですので、私がとやかく言うことではないのかもしれませんが、この件に関しても、これを文化振興課が担当するというのをあれと私は思うのだけれども、これは私の感想です。

もう一つは、被害額が少し大きいということは言うまでもないのですが、マイタウンひろさきに対する損害賠償額が約4500万円です。これに対して保険から約1100万円です。この保険というのはどういう保険になっているのか、ちょっと説明をしていただきたいと思います。

○管財課長（羽場隆文） この保険は市民総合損害賠償保険というもので、年間で2250万円くらいの保険料を払っているもので、今回、建物の漏水ということで、保険に該当するというもので支払う金額が算出されるのですけれども、上限が2000万円になっております。

それを踏まえて、あと、保険調査員の方が現地を見まして、故障している場所、それから補償しなければならないようなものをずっと見て、それを積み上げた金額が約1100万円というふうな形で算出されたものになりますので、上限が2000万円ということで、被害額が4500万円というふうな形でちょっと大きいですが、そもそも上限が2000万円ということからのスタートになるということをお聞きいただければと思います。

○28番（田中 元委員） 現状では、そういう保険ですよということによく分かりました。よって、今回はたまたま、たまたまと言えば申し訳ないのだけれども、被害額が約4500万円ですと。上限が2000万円ですよと。今後さらに大きい被害が出るということを仮定すれば、この上限が2000万円という保険でいいのかと。これは持ち出しがあまりに大きい。これが4500万円で終わったというのをどう思うかですよ。今のところ、仮定の話になりますけれども、さらに大きい被害が出た場合、現状の上限が2000万円ですよ。掛金もあるでしょうけれども、今後本当に大丈夫なのかというようなことが心配されるのですよ。これ以外に、仮に掛金を上げればもっと別な保険もあるのかお聞きします。

○管財課長（羽場隆文） すみません、他の保険があるのかどうかについては調査しておりませんので、ちょっとここではお答えできないのですが、今お話しのとおり、上限が2000万円ということで、今回金額がちょっと足りなくなるようなイメージにもなりましたので、今後ほかはないかとかを検討していきたいと考えております。

○28番（田中 元委員） 今回が4500万円の被害だと。保険の上限の2000万円に達しなかったということですよ。4500万円の被害額に対して最高額が2000万円に設定されているのに、1100

万円しか見てもらえなかったと。だから、今後、現状のこの保険でいいのかということを私は言いたいのですよ。たまたま4500万円が終わったというのは、いいとは言えないけれども、つまり、さらに大きな被害額が出た際にこんな保険で、上限2000万円なのに1100万円しかもらえないという、こんな率の悪い保険でいいのかということを言いたいのですよ。考えておいてください。

○文化振興課長（菊地謙太郎） 1点だけ。金額の御懸念がありますけれども、今、保険と実際の見積額の差についても、今回入った保険だということを前提として話をすると、漏水事故を受けて明らかに損傷し、本来の機能が完全に失われたものが保険対象ということを伺って、それで、実際に鑑定人の方も現場で見てもらっての結果がこの金額ということになっています。

ただ、それだけで市が補償して、保険以外の部分は補償しなくてもいいのかとなると、水をかぶったいろいろな電気・機械とかというのがあって、それは今ぎりぎりついていると。例えば、何日かたってもついていて、ショートしていないかの検査もしたのですけれども、ただ、それは最初の段階で相手とこちらを見たときに、水をかぶった後遺症ではないですけれども、今後それが原因で損耗していくというのは明らかだと。これについてはやっぱり補償しないといけないというような判断で、それはちゃんと担当職員と、それも分かる職員のみなどで把握して、これはちゃんと相手方に補償しましょうということになったその積上げの金額と、あと保険屋としては、この保険だと完全に駄目になったものしか駄目ですという中身になっているので、その差がどうしても出てきているのだと思います。

あと、現場も見に行ってもらったのですけれども、時期が1月と、今はもう9月ですので、時間がたっていますので、外観の見た目はある程度大丈夫な建物であるのですけれども、内部に水が浸透している事実がありましたので、そこが今後どんな悪さをするか分からないということで、最初の段階でお互いに納得して、ここはしっかり対応しましょうという部分はこちらで補償しなければいけないと考えたものでございます。

○24番（三上秋雄委員） 今の説明を聞いて、専門家が見に行く。2000万円の上限で四千何百万円の被害があつて上限に近づかないと。それで1100万円しか補助できないのだと。その開きというのは、普通は何ともねば保険は出さない。ちょっとあまりにも開きがある。保険屋というのは、見積りは大体同じだ。担当が見たらこれでいいのだと、弘前市のどこを見たのか分からないけれども、でも、保険屋が限度額まで行かないと言うけれども、4500万円の被害を受けたのだ。普通、そのくらい行っていれば保険は満額下りますよ。あなたたちはそれを不思議だと思わないのか。そこはどうなっているのか。いろいろほかの被害が出てくるのかなというのかを言うけれども、簡単に言えば、4500万円の被害があつて2000万円が下りてこないというのは、ちょっと考えられないのよ。だから、見積りが違うのかなという感じがするのだけれども、保険屋のそれを見るのはいいのか。ここはこうだというのが恐らく出てくると思うのだけれども、ある意味、それは保険屋で査定したというのはおかしいけれども、あるのであれば見せてください。後でいいです、今はいいです。

限度額の2000万円というのは、どこまで行けば2000万円になるのか。保険に入るときに聞きましょう。こういう被害があつたときには2000万円だよとか。保険に入るときに皆さんはそういうふうなことを聞かないのか。私は聞くけれども、そこはちょっと、あまりに乖離がある感じがするので、ちょっと見たいなと。

○委員長（石山 敬委員） そうすると、後日で構いませんので、この保険が出た約1100万円の内訳と、できれば三上委員が今おっしゃったように、2000万円が上限の今の保険の概要的なも

のも一緒にあればいいと思いますので、提出をお願いしたいと思います。

○委員長（石山 敬委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

〔理事者退室〕

○委員長（石山 敬委員） 次に、案件２、閉会中の常任委員会の継続審査事件についてを議題といたします。

暫時休憩して会議を進めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 御異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

【午前10時35分 休憩】

休憩中、委員長より、常任委員会の行政調査を議会閉会中に実施する場合、調査実施前の本会議において、閉会中の継続審査事件について議決を得る必要がある。その際の調査事項は、ある程度具体的な事項とする必要があることから、配付している調査事項案を経済文教常任委員会の調査項目としてよろしいか御協議いただきたいとの説明がなされ、協議の結果、異議なく了承されたところである。

【午前10時38分 開議】

○委員長（石山 敬委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

配付しております調査事項「農林業振興策等について」「商工業等振興施策について」「観光・物産振興対策等について」「教育施設等の管理運営について」「学校教育・社会教育等諸施策について」を閉会中の継続審査事件として決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査事件として可決いたしました。

以上をもって、本日の案件は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時39分 散会】